

平成27年5月22日

保護者各位

和歌山県立新宮高等学校
生活指導部

自転車運転者への指導のお願い

立夏の候、保護者の皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成27年6月1日より「自転車運転者講習制度」が実施されます。本制度は自転車の運転による交通の危険を防止するため、

「3年以内に信号無視や遮断踏切立入りなどの危険行為で2回以上検挙された、または同危険行為に伴い事故を起こした自転車運転者で、更に交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、講習時間3時間の『自転車運転者講習』の受講を義務づけるもので、公安委員会の命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に受講しなければならない。(14歳未満は対象外)」

と定められたもので、受講命令に従わなければ、5万円以下の罰金の対象となります。

各家庭におかれましては、講習制度が制定された背景に「自転車に関係する悲惨な事故」があることを認識して頂き、生徒が事故の当事者とならないように、自転車講習制度の対象となる

- 1 信号無視 2 通行禁止違反 3 遮断踏切立入り 4 通行区分違反
- 5 安全運転義務違反 6 酒酔い運転 7 指定場所一時不停止等
- 8 歩道通行時の通行方法違反 9 交差点安全進行義務違反等
- 10 交差点優先車妨害等 11 環状交差点安全進行義務違反
- 12 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 13 制動装置不良自転車運転
- 14 歩行者用道路における車両の義務違反

の違反については勿論ですが、「無灯火」や「二人乗り」、「並進」など危険な違反について絶対に行わないよう、ご指導をお願い致します。

また、新宮市内の駅やショッピング施設等の駐輪場において自転車の盗難が多発しています。本校では、機会がある度に生徒たちへの注意喚起はしているものの「鍵のかけ忘れ」や「無施錠」の自転車が被害に遭っていますので、ご家庭でも併せてご指導願います。